

中期目標・中期計画一覧表

(法人番号 82) (大学名) 琉球大学

中期目標	中期計画
<p>(前文)大学の基本的な目標</p> <p>(基本理念) 琉球大学は、建学の精神である「自由平等、寛容平和」を継承・発展させて、「真理の探求」、「地域・国際社会への貢献」、「平和・共生の追求」を基本理念とする。</p> <p>(大学像) 琉球大学は、「地域特性に根ざした国際性豊かなアジア・太平洋地域の卓越した教育研究拠点大学」を将来像とする。具体的には次の5点にまとめられる。</p> <ol style="list-style-type: none">① 熱帯・亜熱帯島嶼の地域特性に根ざした世界水準の教育研究拠点大学② 教育研究の成果を地域に還元し、社会の発展のために貢献する大学③ 沖縄の歴史に学び、世界の平和と人類の福祉に貢献する大学④ アジア・太平洋地域との連携を中心として世界に開かれた大学⑤ 人類の文化遺産を継承発展させ、自然との調和・共生を目指す大学 <p>(人材像) 琉球大学は、「普遍的価値を身につけた21世紀型市民として、地域社会及び国際社会の発展に寄与できる人材」を養成する。具体的には次の4点にまとめられる。</p> <ol style="list-style-type: none">① 豊かな教養と自己実現力を有し、総合的な判断力を備えた人材② 優れた専門性を持ち、地域社会及び国際社会に貢献する人材③ 外国語運用能力と国際感覚を有し、国際社会で活躍する人材④ 地域の歴史と自然に学び、世界の平和及び人類と自然の共生に貢献する人材 <p>(長期目標) 琉球大学は、琉球弧の持つ歴史的・文化的・社会的・自然的な地域特性に基づく特色のある教育研究を行い、南の柔らかな学知を打ち立てて、広く地域社会及び国際社会に対して知の貢献をしていくことを目標とし、アジア・太平洋地域の中核的な教育研究拠点としての大学づくりを目指す。具体的には次の3点にまとめられる。</p> <ol style="list-style-type: none">① 基礎科学研究を重視しつつ、地域特性を踏まえた世界水準の研究を戦略的に推進し特化させ、中核的な学術研究拠点を形成する。② 国際的な通用性をもつ教育の質を保証し、豊かな教養を身につけた幅広い職業人と優れた専門性を身につけた高度専門職業人及び研究者を養成する。	

<p>③ 建学以来の伝統を継承・発展させ、教育研究成果をもとに地域社会及び国際社会に積極的に貢献するとともに、地域における生涯学習機会の拠点として中核的な役割を果たす。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成22年4月1日～平成28年3月31日</p> <p>2 教育研究組織</p> <p>この中期目標を達成するため、本学に別表1に記載する学部、研究科及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標</p> <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学及び学部・学科の理念・目的に沿った入学者選抜方法、教育課程及び成績評価方法を確立する。 <p><大学院課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院課程(修士・博士(前期・後期)・専門職学位)の目的に沿った人材養成を実現する教育課程を編成し、適正な学位授与基準により学位の質を確保する。 <p>(2)教育の実施体制等に関する目標</p> <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学及び学部・学科の理念・目的に沿った人材養成を実現するための教育実施体制、及び教員の教育力を向上させるための全学的な組織を確立する。 	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学者受入れ方針に沿った入学者選抜方法を計画的に見直す。 ・学士力を保証するため、学位の分野に応じた体系的なカリキュラムや教育プログラムを琉大グローバルシティズン・カリキュラムとして実施する。 ・学生の学修過程に沿った効果的な履修指導を行うとともに、適正な成績評価を行うための単位認定システムを確立する。 ・大学院課程の目的・役割を明確にし、教育課程の組織的展開を強化する。 ・修士課程及び博士前期課程では、育成する人材像に沿って学位授与基準を不断に見直すとともに、厳正な成績評価及び審査に基づく修了認定を行う。 ・専門職学位課程(法曹)では、厳格な成績評価を行い、実質的な進級制の導入を図るとともに、GPA水準の見直し等修了認定を適正化する。 ・博士課程では、博士の学位の質を保証するため、学位授与基準を不断に見直すとともに、厳正な成績評価を行い、国際的な通用性及び透明性を持った審査システムによる修了認定を行う。 <p>(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・琉大グローバルシティズン・カリキュラムを効果的に実施するため、全学的な教育実施組織を整備する。

<p><大学院課程> ・学位の質の確保と豊かな学識を養い、国際的に活躍する人材を養成するための学修指導体制を確立する。</p> <p>(3) 学生への支援に関する目標</p> <p><学士課程・大学院課程> ・学修、就職、生活に係る支援体制を確立する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合大学としての利点を生かし、人的資源の活用を含めた大学組織を有機的に連携させるための教育体制を整備する。 ・教員の教育力を向上させるための全学的な組織体制を整備し、PDCAサイクルを機能させたFD活動を組織的かつ継続的に行う。 ・国際的に活躍するために必要とされる専門的な知識・能力を涵養するため、組織的な学修指導体制を整備する。 ・国際的かつ学際的な視野を涵養するため、学内外の研究組織との協働による学修指導体制を整備する。 <p>(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学士課程においては、指導教員制を見直し、組織的に連携した学修指導体制を強化し、年次プロセスに応じたキャリア支援を行う。 ・大学院課程においては、学修・研究指導を組織的に強化し、キャリアパス形成支援を行う。 ・授業料免除や琉球大学学生援護会による奨学金の支給等の経済的支援を拡充する。 ・学生のメンタルヘルスや生活面での問題に対応するため、組織的な支援を行う。
<p>2 研究に関する目標 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p><研究の水準> ・基礎科学研究を推進するとともに、本学の強みとなる研究分野について、世界をリードする研究拠点を形成する。</p> <p><成果の社会還元> ・地域ニーズと研究シーズのマッチングによる研究成果還元のためのシステムを確立する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置 (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎科学研究と特化型研究の推進組織の機能分化を図る仕組みを構築し、研究活動の活性化と研究水準の向上を図る。 ・亜熱帯島嶼科学超域研究推進機構の組織拡充を行い、本学の研究特性を明確化し、特化型研究を推進する。 ・熱帯生物圏研究センターは、熱帯生物圏における先端的環境生命科学共同研究拠点として、国内外との共同利用・共同研究を推進する。 ・国際沖縄研究所は、沖縄及び沖縄に関連する研究課題について国内外との共同研究を推進する。 ・研究活動及び研究成果のデータベース化を進め、公開システムを構築する。

<p>(2) 研究実施体制等に関する目標</p> <p>＜研究実施体制等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究拠点の形成を図るための体制を構築し、研究支援事業を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携推進機構を中心とした学内連携協力体制を強化し、社会的要請に対応した研究を推進するためのシステムを構築する。 ・島嶼防災研究センターは、亜熱帯島嶼地域の環境調和型防災研究及び産学官協働による減災技術・防災システムの研究開発を推進し、その成果を地域社会に還元する。 <p>(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学際的研究の推進のために、組織横断型研究及び文理融合研究を支援する仕組みを整備する。 ・若手研究者、女性研究者及び外国人研究者を支援するシステム及び若手研究者育成プログラムを整備する。 ・研究実績に応じて、研究環境資源を配分し、個人研究及びグループ研究を戦略的に支援する仕組みを導入する。 ・基礎科学研究及び特化型研究を推進するため、琉球大学版テニユア・トラック制を活用する。
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の教育研究の拠点として、市民や行政機関等との交流促進及び生涯学習機会の拡大を図り、地域課題の解決と教育・文化の向上に寄与する。 ・産学官の有機的な連携を図り、沖縄の産業の活性化及び持続的な自立型経済の実現に寄与する。 <p>(2) 国際化に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア・太平洋地域の知の津梁として、国際社会との交流・連携を推進するとともに、国際的な社会貢献に寄与する。 	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決のために、沖縄県や市町村、教育研究機関、医療機関、法曹界等と連携する体制を整備する。 ・本学の教育研究の成果を基にして、多様な学習ニーズに応じた生涯学習機会及び大学資源の活用機会を提供する。 ・本学が有する特色ある研究成果を積極的に発信し、共同研究等を推進するため、産学官連携体制の機能を強化する。 <p>(2) 国際化に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アジア・太平洋地域等から留学生を受け入れ、留学生向けの教育プログラムを整備する。 ・アジア・太平洋地域等における専門職業人の資質向上を図るため、実践的な教育プログラムを整備する。 ・海外の大学等との交流協定に基づく交換留学を促進する。 ・教職員及び学生の交流プラットフォームを形成し、アジア・太平洋地域等の大学・研究機関との学術・研究交流を促進する。

<p>(3) 医学部附属病院に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島嶼県としての沖縄における完結型拠点病院機能を強化するとともに、地域医療の連携・支援体制を確立する。 ・沖縄における難治疾患の病態解析を進め、有効な診断・治療法の開発を行う。また、共同研究を強化して治験及び臨床研究を推進する。 ・良質な医師と専門性を持つ看護師等を育成し、地域における保健・医療・福祉の向上に寄与する。 ・医学部附属病院長を中心とした管理運営体制を確立する。 ・医学部附属病院施設の老朽化・狭隘化の解消、機能向上を推進する。 <p>(4) 附属学校に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育学部の教育に関する研究及び教育実習の実施へ組織的に協力するとともに、附属学校における教育に関する実践的研究をととして公立学校の教育の充実に貢献する。 	<p>(3) 医学部附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん、循環器疾患、感染症及び生活習慣病について、診療科横断的な診療体制を構築する。 ・離島と琉球大学医学部附属病院の間に医療情報・支援ネットワークを構築し、遠隔医療支援システムの導入・実施を行う。 ・がん、循環器疾患、感染症(新興・再興)及び生活習慣病の診断・治療・研究を推進する。 ・臨床研究支援センターの機能をより充実させ、国内外の研究機関との共同研究を強化し、治験及び臨床研究を推進するための支援を行う。 ・大学病院連携型高度医療人養成推進事業プログラムを中心として、沖縄県におけるサブスペシャリティ取得までのシステム構築を行う。 ・離島僻地医療人養成のための卒前、卒後の教育カリキュラムを提供する。 ・がん及び急性期医療に関連した専門・認定看護師を育成し活用するとともに、メディカルスタッフのその他の認定取得等に向けた支援を行う。 ・医学部附属病院長を中心とした病院診療体制を効率化する。 ・医学部附属病院としての収支バランスの取れた経営状態を創出する。 ・医学部附属病院再整備計画を策定する。 <p>(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育学部教員と附属学校教員が組織的に連携・協力し、教育学部及び附属学校の授業及び教育実習の充実に図る。 ・地域における公立学校と連携を強化し、学校教育の充実に寄与する。
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学運営の改善について、学長のリーダーシップの下、大学資源の戦略的な配分を行いつつ、柔軟かつ効率的に実行する。 ・教育研究分野の進展や社会の要請に応えるため、点検・評価に基づいて計画的に教育研究組織の見直しを行う。 	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点課題に機動的に対応するための運営体制を編成するとともに、経営協議会の意見や監査結果を運営改善に反映させる仕組みを強化する。 ・教育研究組織の活性化と大学の個性化の推進のため、学長のリーダーシップにより大学資源を機動的・戦略的に配分する。 ・本学が目指す教育研究の推進を支援する体制を構築するとともに、入学定員や組織等を見直す。
<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標</p>	<p>2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・各種事務の情報化を推進するとともに、業務の効率化、省力化、組織編成の見直し等の改善を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化、省力化を図るとともに、各種事務の情報化、システムの高機能化や共通データの連結・統合に取り組む。 ・効率的な事務処理に応じて事務組織の再編を行う。
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型競争的資金及び外部資金の戦略的な獲得を目指す。 	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部資金獲得支援機能を強化し、大型競争的資金及びその他外部資金の獲得の増加を図る。
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1)人件費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的組織運営に資するため人件費を適正に抑制する。 <p>・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2)人件費以外の経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の質の低下を招かないように配慮しつつ組織運営の効率化、合理化を進め経費を節減する。 	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究組織体制の見直し、業務の効率化・省力化等を踏まえ、総人件費の適正な水準を維持する。 ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 ・省エネ対策を強力に推し進め、光熱水量の削減、ペーパーレス化の促進、資源のリサイクルを行い、管理的経費(人件費を除く)の削減を行う。
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学資産を効率的・効果的に活用する。 	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性を担保しつつ、余裕金の戦略的な資金運用を実施して運用収入を確保する。 ・本学が保有する既存設備の有効活用を図る。
<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の教育研究及び組織運営の改善に資するため、評価機能を強化する。 	<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価に対応する改善推進体制を整備し、その機能を発揮させる。 ・大学評価情報を集積し、経営戦略情報としての活用資する。

<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学が行う教育研究水準の向上を図るため、大学情報を積極的に提供する。 	<p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学情報に関するデータベースの拡充を図り、大学情報を国内外に発信するとともに、広報を戦略的に展開する。
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した施設マネジメントを推進する。 ・既存施設の有効活用を促進し、教育・研究や修学活動の拠点にふさわしい安全で快適なキャンパス整備を行う。 	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亜熱帯気候特有の環境に配慮した省エネ対策、地球温暖化対策を実施する。 ・既存施設の点検・評価を行い、施設の有効活用及び適切な維持管理を行う。
<p>2 安全管理に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の運営に関し、安全を確保するための措置を行い、労働安全衛生法を踏まえた安全管理体制を強化する。 	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生委員会は保健管理センターと連携し、学生及び教職員の健康教育等を行うとともに、災害等が発生した場合における対策を強化する。
<p>3 情報セキュリティに関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学情報の管理を徹底するため、情報セキュリティ対策を強化する。 	<p>3 情報セキュリティに関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーに基づき、体制及び規程等を見直し、情報基盤整備及びセキュリティ教育等を実施する。
<p>4 法令遵守に関する目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学にかかる各種法令に基づいた適正な法人運営を行う。 	<p>4 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令に基づく適正な業務運営を行うため、リスクマネジメントを踏まえ、法令遵守体制を確保する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金限度額

1 短期借入金の限度額

33億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

なし。

2 重要な財産を担保に供する計画

附属病院の施設・整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、

・教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設整備の内容	予定額(百万円)	財 源
	総額	
・大学病院設備整備 ・小規模改修	593	施設整備費補助金 (0) 長期借入金 (263) 国立大学財務・経営 センター施設費交付金 (330)

(注1)施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2)小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

○雇用方針

・任期制の活用や特別な職への登用など大学運営に効果的な人事計画を実行する。

○人材育成方針

・教員の教育力を向上させるため、FD活動を組織的かつ継続的に行う。
 ・教職員の資質向上のため、所要の研修を行う。
 ・男女共同参画室を中心に、女性教職員の環境整備・人材育成を行う。

○人事交流

・事務職員等のスキルアップのため、県内外の諸機関と人事交流を実施する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 98,031百万円(退職手当は除く。)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業)……該当なし

(長期借入金)

(単位:百万円)

財源	年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金 (国立大学 財務・経営 センター)		763	818	817	819	768	735	4,720	3,452	8,172

(注)金額については、見込みであり、業務の実施状況により変更されることもある。

(リース資産)……該当なし

4 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務。

別表1 (学部、研究科等)

学 部	法文学部
	観光産業科学部
	教育学部
	理学部
	医学部
	工学部
	農学部
研 究 科	人文社会科学研究科
	観光科学研究科
	教育学研究科
	医学研究科
	保健学研究科
	理工学研究科
	農学研究科
	法務研究科

※鹿児島大学大学院連合農学研究科に参加

別表2 (共同利用・共同研究拠点)

熱帯生物圏研究センター

別表 (収容定員)

平 成 22 年 度	法文学部	1,672人
	観光産業科学部	568人
	教育学部	760人
	(うち教員養成に係る分野	400人)
	理学部	800人
	医学部	854人
	(うち医師養成に係る分野	614人)
	工学部	1,440人
	農学部	530人
	人文社会科学研究科	102人
	(うち博士前期課程	90人)
	博士後期課程	12人)
	観光科学研究科	12人
	(うち修士課程	12人)
	教育学研究科	70人
	(うち修士課程	70人)
	医学研究科	182人
	(うち修士課程	30人)
	博士課程	152人)
	保健学研究科	29人
	(うち博士前期課程	20人)
博士後期課程	9人)	
理工学研究科	298人	
(うち博士前期課程	262人)	
博士後期課程	36人)	
農学研究科	80人	
(うち修士課程	80人)	
法務研究科	82人	
(うち専門職学位課程	82人)	

平成 23 年 度	法文学部	1,672人
	観光産業科学部	568人
	教育学部	760人
	(うち教員養成に係る分野	400人)
	理学部	800人
	医学部	866人
	(うち医師養成に係る分野	626人)
	工学部	1,440人
	農学部	530人
	人文社会科学研究科	102人
	(うち博士前期課程	90人)
	博士後期課程	12人)
	観光科学研究科	12人
	(うち修士課程	12人)
	教育学研究科	70人
	(うち修士課程	70人)
	医学研究科	182人
	(うち修士課程	30人)
	博士課程	152人)
	保健学研究科	29人
(うち博士前期課程	20人)	
博士後期課程	9人)	
理工学研究科	304人	
(うち博士前期課程	268人)	
博士後期課程	36人)	
農学研究科	80人	
(うち修士課程	80人)	
法務研究科	74人	
(うち専門職学位課程	74人)	

平成 24 年 度	法文学部	1,672人
	観光産業科学部	568人
	教育学部	760人
	(うち教員養成に係る分野	400人)
	理学部	800人
	医学部	878人
	(うち医師養成に係る分野	638人)
	工学部	1,440人
	農学部	530人
	人文社会科学研究科	102人
	(うち博士前期課程	90人)
	博士後期課程	12人)
	観光科学研究科	12人
	(うち修士課程	12人)
	教育学研究科	70人
	(うち修士課程	70人)
	医学研究科	182人
	(うち修士課程	30人)
	博士課程	152人)
	保健学研究科	29人
(うち博士前期課程	20人)	
博士後期課程	9人)	
理工学研究科	304人	
(うち博士前期課程	268人)	
博士後期課程	36人)	
農学研究科	80人	
(うち修士課程	80人)	
法務研究科	66人	
(うち専門職学位課程	66人)	

平成 25 年 度	法文学部	1,672人
	観光産業科学部	568人
	教育学部	760人
	(うち教員養成に係る分野	400人)
	理学部	800人
	医学部	890人
	(うち医師養成に係る分野	650人)
	工学部	1,440人
	農学部	530人
	人文社会科学研究科	102人
	(うち博士前期課程	90人)
	博士後期課程	12人)
	観光科学研究科	12人
	(うち修士課程	12人)
	教育学研究科	70人
	(うち修士課程	70人)
	医学研究科	182人
	(うち修士課程	30人)
	博士課程	152人)
	保健学研究科	29人
(うち博士前期課程	20人)	
博士後期課程	9人)	
理工学研究科	304人	
(うち博士前期課程	268人)	
博士後期課程	36人)	
農学研究科	80人	
(うち修士課程	80人)	
法務研究科	66人	
(うち専門職学位課程	66人)	

平成 26 年 度	法文学部	1,672人
	観光産業科学部	568人
	教育学部	760人
	(うち教員養成に係る分野	400人)
	理学部	800人
	医学部	902人
	(うち医師養成に係る分野	662人)
	工学部	1,440人
	農学部	530人
	人文社会科学研究科	102人
	(うち博士前期課程	90人)
	博士後期課程	12人)
	観光科学研究科	12人
	(うち修士課程	12人)
	教育学研究科	70人
	(うち修士課程	70人)
	医学研究科	182人
	(うち修士課程	30人)
	博士課程	152人)
	保健学研究科	29人
(うち博士前期課程	20人)	
博士後期課程	9人)	
理工学研究科	304人	
(うち博士前期課程	268人)	
博士後期課程	36人)	
農学研究科	80人	
(うち修士課程	80人)	
法務研究科	66人	
(うち専門職学位課程	66人)	

	法文学部	1,672人
	観光産業科学部	568人
	教育学部	760人
	(うち教員養成に係る分野	400人)
	理学部	800人
	医学部	907人
	(うち医師養成に係る分野	667人)
	工学部	1,440人
	農学部	530人
	人文社会科学研究科	102人
	〔うち博士前期課程	90人〕
	博士後期課程	12人〕
平成 27 年度	観光科学研究科	12人
	(うち修士課程	12人)
	教育学研究科	70人
	(うち修士課程	70人)
	医学研究科	182人
	〔うち修士課程	30人〕
	博士課程	152人〕
	保健学研究科	29人
	〔うち博士前期課程	20人〕
	博士後期課程	9人〕
	理工学研究科	304人
	〔うち博士前期課程	268人〕
	博士後期課程	36人〕
	農学研究科	80人
(うち修士課程	80人)	
法務研究科	66人	
(うち専門職学位課程	66人)	

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度～平成27年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	74,918
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	330
自己収入	101,169
授業料及び入学料検定料収入	27,458
附属病院収入	72,546
財産処分収入	0
雑収入	1,165
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	6,907
長期借入金収入	263
計	183,587
支 出	
業務費	170,464
教育研究経費	103,541
診療経費	66,923
施設整備費	593
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	6,907
長期借入金償還金	5,623
計	183,587

[人件費の見積もり]

中期目標期間中総額 98,031百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注)人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注)退職手当については、国立大学法人琉球大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」:以下の事項にかかる金額の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

- ・学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・附属学校の教育研究に必要な教職員のうち、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。

②「その他教育研究経費」:以下の事項にかかる金額の総額。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

- ・学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

③「基準学生納付金収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)

④「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

II [特別運営費交付金対象事業費]

⑤「特別経費」:特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

III [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

IV〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

⑦「一般診療経費」: 当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

⑧「債務償還経費」: 債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑨「附属病院収入」: 当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y) + D(y)$$

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$A(y) = E(y) + F(y) - G(y)$$

$$(1) E(y) = E(y-1) \times \beta \text{ (係数)}$$

$$(2) F(y) = \{F(y-1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$$

$$(3) G(y) = G(y)$$

$E(y)$: 教育研究等基幹経費(①)を対象。

$F(y)$: その他教育研究経費(②)を対象。

$G(y)$: 基準学生納付金収入(③)、その他収入(④)を対象。

$S(y)$: 政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

$T(y)$: 教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

$U(y)$: 施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y): 特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = I(y)}$$

I(y): 特種要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

4. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{D(y) = [J(y) + K(y)] - L(y)}$$

$$(1) J(y) = J(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) K(y) = K(y)$$

$$(3) L(y) = L(y-1) \pm W(y)$$

J(y): 一般診療経費(⑦)を対象。

K(y): 債務償還経費(⑧)を対象。

L(y): 附属病院収入(⑨)を対象。

V(y): 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y): 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ): 大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し等を通じた大学改革を促進するための係数。
現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で $\Delta 1.4\%$ とする。
なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数値を決定する。

β (ベータ): 教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成22年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応補正額」、「教育研究組織調整額」、「施設面積調整額」、「一般診療経費調整額」及び「附属病院収入調整額」については、0として試算している。

2. 収支計画

平成22年度～平成27年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	181,595
経常費用	181,595
業務費	158,080
教育研究経費	15,675
診療経費	31,310
受託研究費等	4,163
役員人件費	1,893
教員人件費	53,109
職員人件費	51,930
一般管理費	10,308
財務費用	1,138
雑損	0
減価償却費	12,069
臨時損失	0
収入の部	183,036
経常収益	183,036
運営費交付金収益	71,061
授業料収益	23,254
入学金収益	3,380
検定料収益	824
附属病院収益	72,546
受託研究等収益	4,163
寄附金収益	2,364
財務収益	86
雑益	1,079
資産見返負債戻入	4,279
臨時利益	0
純利益	1,441
総利益	1,441

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額(建物、診療機器等の整備のための借入金)が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成22年度～平成27年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	184,678
業務活動による支出	166,355
投資活動による支出	11,609
財務活動による支出	5,623
次期中期目標期間への繰越金	1,091
資金収入	184,678
業務活動による収入	182,994
運営費交付金による収入	74,918
授業料及び入学料検定料による収入	27,458
附属病院収入	72,546
受託研究等収入	4,163
寄付金収入	2,743
その他の収入	1,166
投資活動による収入	330
施設費による収入	330
その他の収入	0
財務活動による収入	263
前期中期目標期間よりの繰越金	1,091

注)施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。